

特集

「基礎からわかる外国人雇用」 ～動き始めた外国人の本格受入れ時代～

外国人をめぐるデータを読み解く (第2回)



松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

I はじめに

秋深まる奈良のまち。

この10年で街のにぎわいが一気に国際色豊かになりました。

東大寺や奈良公園といった観光地はもちろんのこと、飲食店や土産物屋、電車の中でも多くの外国人観光客の姿を見かけます。

困った様子であれば、一声かけてあげるとたいへん感謝していただけます。日本語で構いません。それが旅の良き思い出となるのは、我々が海外旅行に行った時と全く同じです。

一方、コンビニや居酒屋などでアルバイトをしている外国人の若者を見かけることも増えてきました。近所のスーパーに自転車で連れ立って買い出しに来ているベトナムや中国の若者に気づかれたこともあると思います。

おそらく前者は日本語学校や大学・専門学校に通う留学生のアルバイトで、後者は近くの工場や建設現場で働いている技能実習生でしょう。

皆それぞれが夢を持って、故郷を遠く離れたここ日本で頑張っています。触れ合う機会があった時には積極的に声をかけてあげてください。とても礼儀正しく答えてくれます。

今回は、こうした外国人をめぐるデータをご紹介します。それにまつわるトピックをお話したいと思います。

II 外国人入国者数

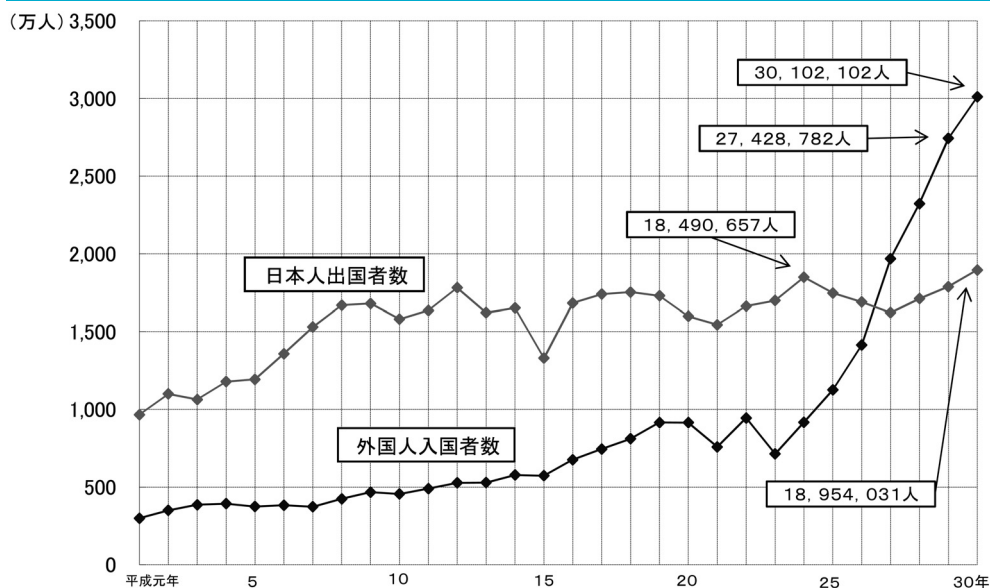
まずは、外国人の入国者数です。インバウンド（訪日観光客）のニュースでよく聞く数字です。

2018年は地震、豪雨、台風、猛暑という自然災害が相次ぎ、関西国際空港が一時閉鎖になりましたが、外国人入国者数は増え続け、ついに3,000万人を突破しました。

政府の目標は、オリンピックが開催される2020年に4,000万人、2030年には6,000万人となっています。この分野はさらなる成長が期待できることから、国を挙げて様々な施策が講じられており、目標達成の可能性は十分にありそうです。

世界各国の外国人訪問者数を見ると、1位のフランスは8,692万人であり、日本は11位となっています。（2018、国連世界観光機関）

外国人の入国者数



出典：法務省 平成30年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について

ここで、一つ問題があります。

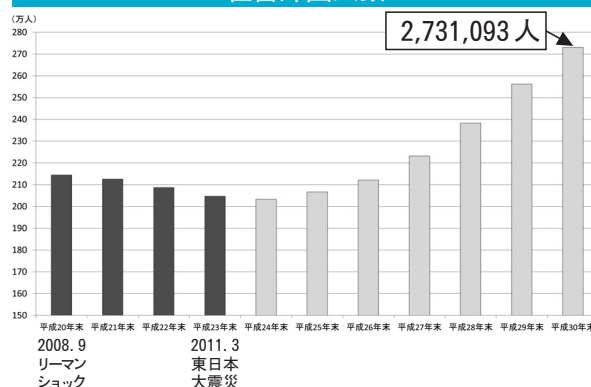
外国人観光客にたくさん来ていただくのはたいへん素晴らしいことなのですが、我々おもてなしをする側の人手が足りないということです。今後さらにお客様の数が増えた時に、十分なおもてなしをすることができず、お客様のご期待に応えられない、という状況は何としても避けなければなりません。

そこで、今回の入管法改正で、これまで留学生のアルバイトに頼ってきた宿泊と外食業という分野でフルタイムの外国人を受入れることができるようになりました。外国人観光客をおもてなしするために、外国人材の助けを借りましょう、ということです。そうなれば、外国語対応の問題も解決されることでしょう。

Ⅲ 在留外国人数

在留外国人数、日本に住んでいる外国人の数です。

在留外国人数



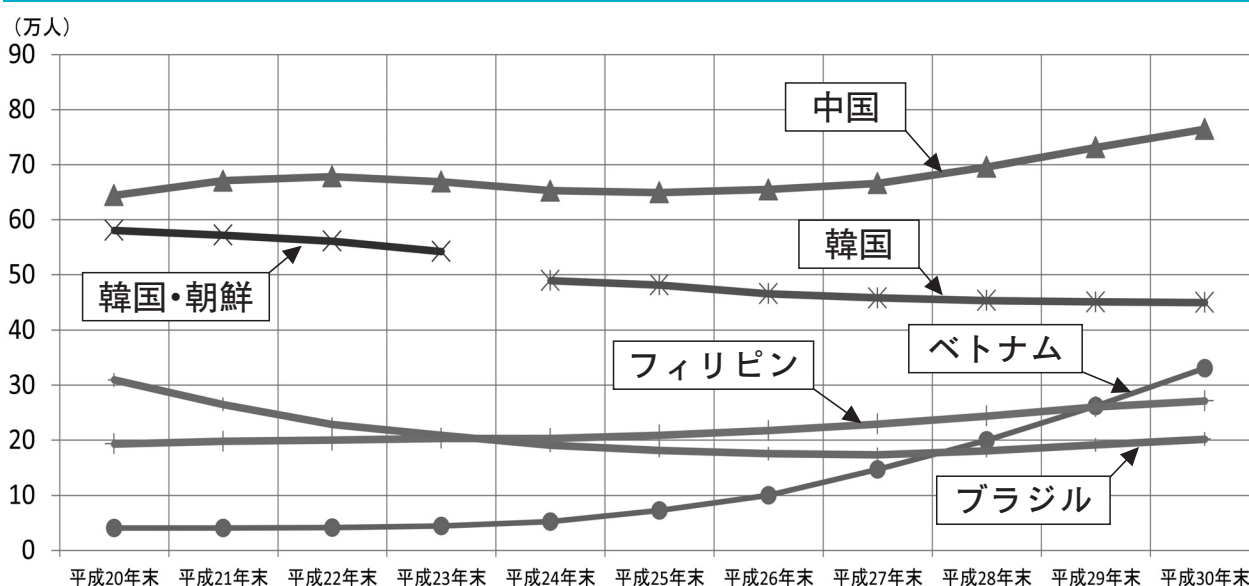
出典：法務省 平成30年末現在における在留外国人数について

リーマンショックや東日本大震災のあった年には減少していますが、近年は増え続け、約273万人となっています。総人口に占める割合は約2.2%です。

では、国別の在留外国人数の推移（上位5か国）を見てみましょう。

永住権をすでにお持ちの方が多く、また年々永住権を取得される方がいる中国が最も多くなって

国別の在留外国人数の推移（上位5か国）



出典：法務省 平成30年末現在における在留外国人数について

います。ただ、やはり注目すべきは一番下から近年急上昇しているベトナムでしょう。ベトナム人技能実習生も増えていきますし、留学生についても同様です。

外国人労働者数、つまり日本で働いている外国人の数です。

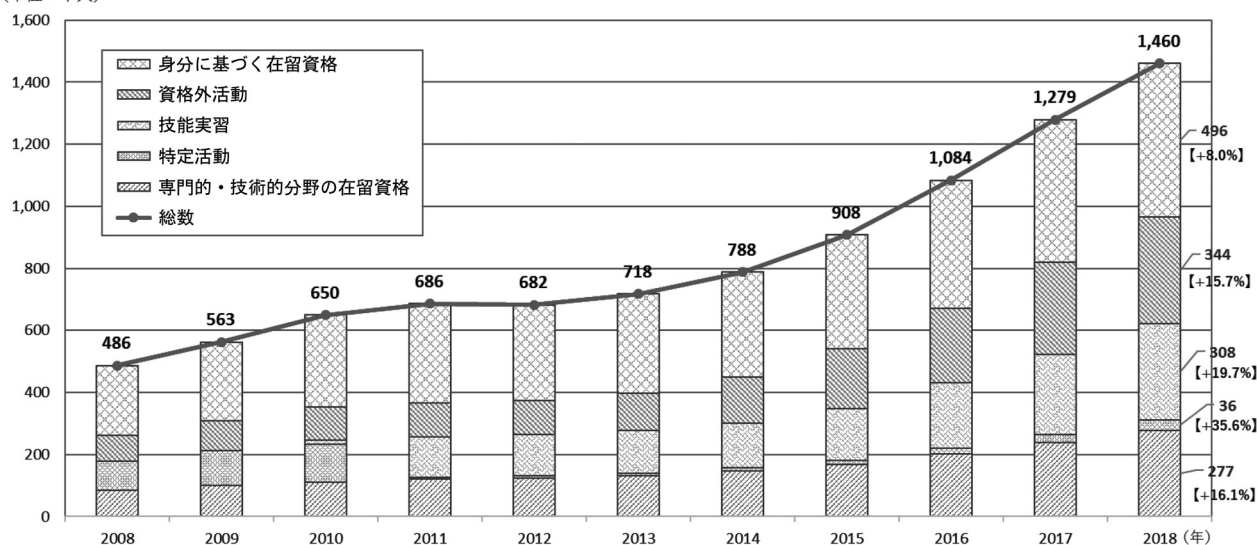
こちらも右肩上がり、約 146 万人となっています。

重要なのは、次の都道府県別の外国人労働者数です。

IV 外国人労働者数

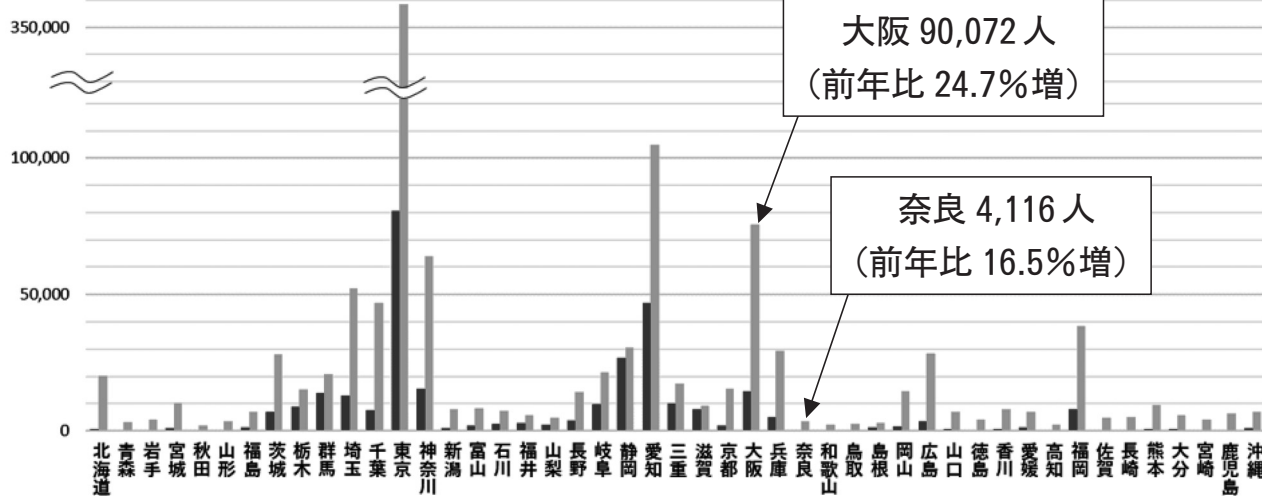
外国人労働者数

(単位：千人)



出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成 30 年 10 月末現在）

外国人労働者数（都道府県別）



出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成 30 年 10 月末現在）

三大都市圏に集中していることがわかります。奈良県はまだまだ少なく、47都道府県中40位ですが、確実に伸びてきています。

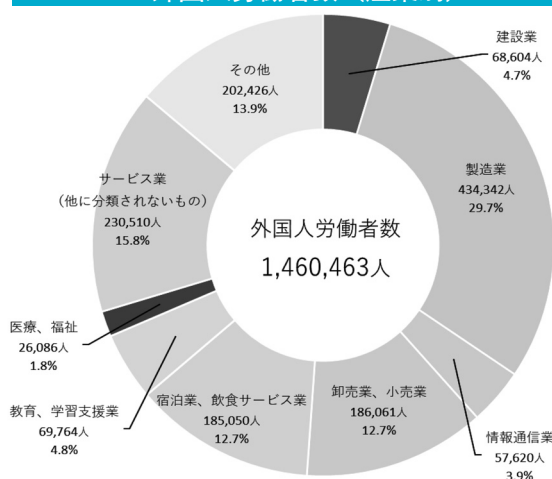
新たに創設された在留資格「特定技能」は、同じ分野の業務であれば転職が可能です。人手不足に悩む地方の中小企業が、特定技能で外国人を採用したものの、すぐに賃金の高い都市部へと転職してしまい、結局地方の人手不足は解消されないということがあってはなりません。

賃金の高い都市部への集中をいかに分散するか、ということが大きな課題となっています。転職の自由を制限するような制度設計は難しいので、生活費の安さや住みやすさをアピールするということになるでしょう。

奈良県に、外国人に根付いてもらうためには、自然が多く、静かで、空が広く、何より人が親切なのでずっとここに住んでいたい、と思ってもらえるかにかかっているのではないのでしょうか。

産業別の外国人労働者数を見ましょう。

外国人労働者数（産業別）



出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）

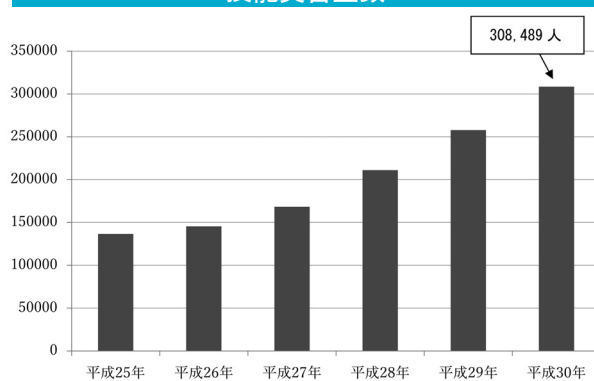
製造業が最も多いのは、技能実習生が多く就業しているからです。

注目いただきたいのは、左側の医療、福祉です。介護の現場での人手不足は深刻です。しかしながら、この分野での外国人の活用が進んでいません。そのために現在、介護分野において外国人が活躍できるよう様々な規制緩和が進んでいます。

V 技能実習生数

技能実習生の数を見てみましょう。

技能実習生数

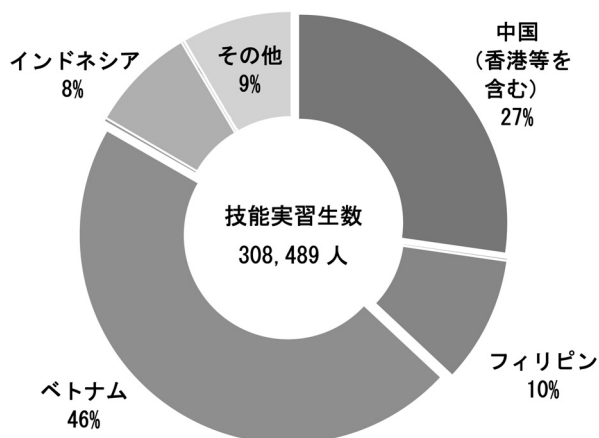


出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）

技能実習生は、約31万人とどんどん増えています。

国籍別の技能実習生の割合は、以下の通りです。

技能実習生数（国籍別）



出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）

5、6年前までは、8割が中国だったのですが、現在その割合はどんどん小さくなり、かわってベトナムが約半数を占めるようになりました。

よく言われるのが、ベトナムも経済発展に伴い、結局は中国と同じ道をたどるのであるから、ベトナムの次はどこなのか、という話です。

実際すでにミャンマーからの受入れに力を入れられている組合や企業も増えています。

私はベトナムを訪問し、技能実習生候補者から感じる熱意と、送出し機関の取り組み方、人口規模や人口構造などから、ベトナムはまだしばらく続くと考えています。

ただ、外国人労働者をめぐって世界が争奪戦を繰り広げていることや、外国人にも日本人と同等以上の報酬を保証するよう強く求められていることを考えると、少しでも現地の賃金が安い国から受入れるべき、という発想は改めるべきだと思います。もはやそういう時代ではなく、国籍にこだわることなく、優秀な外国人に定着してもらい、長く勤めてもらうことを第一に考えるべきではないでしょうか。

また、私は今後、一部には中国に回帰していくことも十分あると考えています。その理由は3つです。

一つ目は、介護です。

介護は直接、利用者さんと接する対人サービス業です。日本語でのコミュニケーションが重要視されます。やはり中国人は、漢字を使っていない東南アジアからの技能実習生に比べて、日本語の上達は早いものがあります。日本語能力が低い段階でも、筆談で意思疎通は可能です。

中国も日本と同じく、これから高齢社会となり、

介護が大きな課題になります。日本の介護技術を学びたいというニーズがあります。これは、日本の技能を学び、本国に持ち帰ってもらい、職場で活かしてもらうという技能実習の本旨そのものです。

二つ目は、インバウンドです。今回の新しい在留資格「特定技能1号」には宿泊と外食業が入りました。宿泊については近く、技能実習での受入れも可能になる予定です。

インバウンドのお客様は、ほとんどが中国、台湾、香港という中国語圏からいらっしゃっています。中国人がスタッフとして来てくれるのであれば、言葉の問題が解決するだけでなく、SNS等での情報発信においても力を発揮してくれることでしょう。

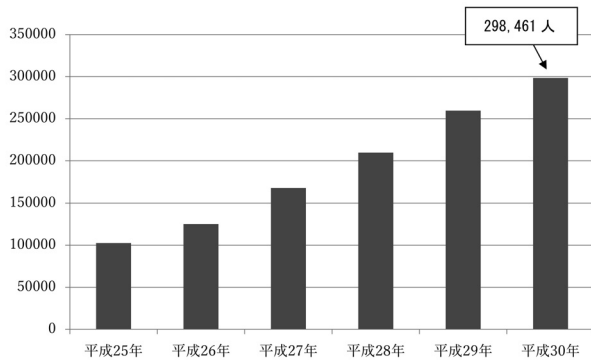
三つ目は、対中イメージの改善です。まだご記憶に新しいと思いますが、2012年に、中国で反日デモが起こったことがありました。あの時、中小企業の社長さんから「もう中国人は信頼できない。技能実習生をベトナム人に変更したい」との要望が多くありました。

しかし、最近になり日中関係が改善されてきました。中国人の対日イメージも良くなっています。これで、日本人の対中イメージが良くなれば、再び中国人を受入れたいという企業も出てくると思います。

VI 留学生アルバイト数

留学生のアルバイト数です。

留学生アルバイト数

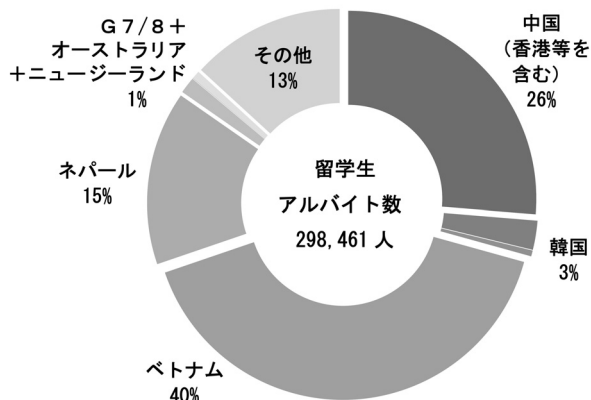


出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）

技能実習生と同じく、右肩上がりで約30万人です。

国籍別の留学生アルバイトの割合は、以下の通りです。

留学生アルバイト数（国籍別）



出典：厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）

技能実習生数の割合とよく似ていますが、一つだけ大きく違うのが、ネパールの留学生が多いということです。近年、急増しています。

留学生については、受入れ人数の拡大により出稼ぎ目的の留学生が増えているという「入口」の問題と、卒業後に日本での就職を希望しているにも関わらず就職できない留学生が多数いるという

「出口」の問題があります。これらについては、今後の連載にてお伝えしたいと考えています。

（全6回の掲載予定）

第1回（2019年10月号）… 掲載済

外国人雇用の全体像をつかむ

第2回（2019年12月号）

外国人をめぐるデータを読み解く

第3回（2020年2月号）

さらに重要性を増す外国人技能実習制度

第4回（2020年4月号）

入管法改正！新たな在留資格「特定技能」とは

第5回（2020年6月号）

就労ビザ、特定技能、技能実習を比べてみると

第6回（2020年8月号）

外国人の労務管理は未来志向で

《プロフィール》

松本 光正（まつもと みつまさ）

1972年奈良県磯城郡生まれ。神戸大学経営学部卒業。外国人技能実習生受入れ業務等を経て2016年独立開業、専門は外国人雇用。

社会保険労務士、申請取次行政書士、中小企業診断士、全国通訳案内士（中国語・英語）。

奈良労働局 外国人雇用管理アドバイザー。

出入国在留管理庁 登録支援機関。

近著に「待ったなし！外国人雇用」－STORYで学ぶ入管法改正－（三恵社、2019年）。

松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

〒636-0201 奈良県磯城郡川西町下永 657-1

Tel&Fax 0743-20-6901

E-mail songben0103@gmail.com

URL <http://guestworker.jimdo.com/>